

新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金 に関するFAQ（令和7年5月15日更新）

1 補助対象について

Q 1	普通保証で静岡県の経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」（以下「県貸付」）の申込みをしたが、浜松市の利子補給の対象となるか。 浜松市に保証の認定申請をしていないので、利子補給の対象にならないのではないかな。
A 1	県貸付の新型コロナウイルス感染症対応枠を普通保証で申し込んで融資実行された方も利子補給の補助対象者としています。
Q 2	補助対象者が「市内に主たる店舗・工場・事業所を1年以上有し、かつ、1年以上継続して当該店舗・工場・事業所において事業を営んでいるもの。」とあるが、具体的にどういった企業者が対象となるのか。
A 2	次の①②いずれの要件も満たしているものを対象とします。 ①県貸付の実行日時点において浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態があること ②補助金交付申請日時点において浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態が1年以上継続してあること
Q 3	「浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態がある」とは
A 3	償還利子補助金の対象者要件である「浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態がある」とは「法人は本店の登記簿上の住所が浜松市内にあること、または支店等の場合には、市内に登記があり、市税の納付事実があるもの。また、個人事業主は、浜松市内に店舗・事業所を有するものに限る」としています。 ただし、法人の支店等の登記がされていない場合についても事業実態を確認したうえで判断いたします。
Q 4	「市内に主たる店舗・工場・事業所を1年以上有し、かつ、1年以上継続して当該店舗・工場・事業所において事業を営んでいる」旨の確認する書類について
A 4	次の資料のいずれかを添付してください。 ※普通保証のご利用等により、浜松市において保証認定を受けていない企業様については、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料をご提出いただきます。 (1) 【法人】本店の登記簿上の所在地が浜松市内である場合 … 履歴事項全部証明書（登記簿謄本謄本）の写し（3か月以内に発行されたもの） (2) 【法人】本店の登記簿上の所在地は浜松市外で、主たる支店・工場・事業所等の登記簿上の所在地が浜松市内である場合 … 履歴事項全部証明書（登記簿謄本謄本）の写し（3か月以内に発行されたもの） (3) 【法人】本店の登記簿上の所在地は浜松市外で、主たる支店・工場・事業所等の所在地が浜松市内である場合（支店等の登記はされていないが事業実態がある場合）

	… 交付申請日時点において継続して浜松市における事業実態があることを確認できる書類 (例) 浜松市税の納税証明書(直近年度のもの)、賃貸借契約書、公共料金(水道光熱費)支払領収書、ホームページや公開情報で事業活動を行っていることが確認できるURL等 (4) 【個人】 … 前年度の確定申告書B第1表・第2表の写し(直近1期分)
Q 5	県貸付の実行時には浜松市に主たる事業所等があり、1年以上継続して事業を営んでいたが、その後浜松市外に移転したため、償還利子補助金の交付申請時点で主たる事業所等が浜松市ではなくなった。その場合、浜松市での利子補給は可能か。
A 5	コロナウイルスの影響により売上が減少した市内の中小企業者が、今後も継続的に本市で営業を続けるための支援が目的であるため、補助金の交付申請時において浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態があることが条件となっています。従って浜松市では申請できません。
Q 6	初年度は浜松市で利子補助金の交付を受けたが、令和6年12月1日に静岡市に主たる事業所等に移転した場合、転居日以前(令和6年4月1日～令和6年12月1日)に支払った利子額については浜松市に補助金交付申請することができるか。
A 6	補助金申請日時点において浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態が1年以上継続してあることを条件としていますので、2年目(令和6年4月1日～令和7年3月31日)分の償還利子は浜松市では申請できません。
Q 7	初年度は磐田市で補助金の交付を受けたが、令和6年6月1日から浜松市に主たる事業所を移転した。その場合、令和7年6月1日以降であれば、浜松市で補助金申請が可能か。
A 7	県貸付実行日時点において浜松市に主たる店舗・工場・事業所の事業実態があることが条件となっていますので浜松市では申請できません。
Q 8	市民税の納税方法を、普通徴収から特別徴収(給与引き去り)へ切替えたいが、具体的な手続き方法は。
A 8	手続きの詳細については、市民税課特別徴収グループにお問い合わせください。 (TEL 053-457-2142)
Q 9	給与を毎月定期的に支払っている従業員がいない、従業員が全て浜松市外で特別徴収されているなど、特別徴収(給与引き去り)ができない理由がある場合はどうすればよいか。
A 9	全ての従業員が以下①～⑤のいずれかに該当する場合は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書」をご提出ください。 ① 給与が少なく税額が引けない ② 給与の支払が不定期 ③ 乙欄給与又は他事業所で特別徴収されている ④ 事業専従者(個人事業所のみ該当) ⑤ 上記1～4に該当しない総従業員数が2人以下 ※提出された理由書は市民税課で確認します。確認の結果、特別徴収への切り替えを依頼する場合もございます。

2 補助額及び補助対象期間について

Q	10	繰上返済（借換）は可能か。その場合、利子補給の対象となるか。
A	10	繰上返済（借換）された場合であっても、補助対象期間に実際にお支払いいただいた利子額については補助対象となります。 繰上返済（借換）の手続き等については、県貸付制度の窓口である、お申込み金融機関にお問い合わせください。 なお、繰上返済（借換）した場合は、繰上返済時の利子計算書をご提出ください。
Q	11	繰上返済（借換）に伴い、戻し利息が発生した場合は、どのように申請すればよいか。
A	11	戻し利息が発生している場合は、戻し利息を差し引いた金額が申請額となります。申請書（第1号様式）の記載方法については、記入例をご確認ください。WEB申請の場合は、チェック欄がございますのでチェックし、戻し利息の金額を記入してください。
Q	12	令和3年3月に借入をしており、現在も返済は継続している。今年度は申請できるか。
A	12	補助対象期間は借入から3年間のため、申請できません。
Q	13	令和3年4月30日に借入をしており、令和6年4月1日に返済実績がある場合、令和6年度は4月分のみ申請はできるか。
A	13	補助対象期間の返済実績であるため、申請は可能です。
Q	14	貸付実行の際に利子分を引かれて振り込まれている。実行時に引かれた分は申請できるか？
A	14	実行時に差し引かれている利子分も申請可能です。
Q	15	「補助対象期間：貸付を受けた日から3年間が経過する日、又は令和8年3月31日までの期間までのいずれか早い日」とは具体的に。
A	15	当初貸付日が令和3年6月25日の場合、補助対象期間は令和6年6月24日までに支払いをした利子額が対象となります。すなわち今年度は令和6年4月1日から令和6年6月24日までに支払った利子額を申請してください。

3 補助金の交付申請手続きについて

＜申請方法＞	
Q 16	申請書の様式は郵送で送られてくるのか。
A 16	申請書の様式については郵送いたしません。申請書の様式はホームページからのダウンロード等を予定しています。ダウンロードができない場合は、ご相談ください。
Q 17	申請方法について教えてください。
A 17	WEBまたは郵送にて申請を受付けます。 所在地が浜松市の企業様には5月中旬に申請のご案内を郵送しております。 また、浜松市ホームページにて周知を行います。
Q 18	代理人による申請は可能か。
A 18	法人は代表者による申請、個人の場合は本人申請を基本としますが、委任状（様式は任意）を添付していただくことで、代理人による申請も可能です。
Q 19	郵送の場合は当日消印有効か。
A 19	当日消印有効とします。
Q 20	申請期限を過ぎてしまった場合、遡って請求可能か。
A 20	申請期限を過ぎたものは受け付けません。申請期限にご注意ください。
Q 21	商業登記電子証明書とは何か。
A 21	行政手続きのオンライン申請や企業間の電子契約などにおいて、電子文書の作成者の本人確認や改ざん防止のために用いられる証明書です。 詳しくは法務省ホームページ（ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html#01 ）をご確認ください。

<申請書類関係>

Q 22	県貸付実行日以降に、法人の名称を変更した。（または法人成りした。） 申請者氏名（又は法人名）は新名称を記載すればよいか。
A 22	申請者氏名（又は法人名）は新名称を記載してください。 登記簿謄本の写し等を確認書類として添付してください。
Q 23	金融機関が発行した返済一覧表の写しは、契約当初に発行された返済計画表のことか。
A 23	延滞利子が発生していない場合は、県貸付実行時に金融機関から発行された返済一覧表と通帳の引落額が一致していることを確認します。 県貸付実行時の償還計画表の記載事項に変更事項がある場合は、取引明細照会票等、返済実績を確認できる一覧表を金融機関で発行してもらってください。（金融機関により、発行手数料が異なります）
Q 24	返済実績がわかる通帳等の写しについて。 通帳がない場合、具体的にどのような書類を提出すればよいか。
A 24	当初の返済計画表ではなく、返済実績が確認できる一覧表を金融機関で発行してもらってください。（金融機関により、発行手数料が異なります）
Q 25	市内に主たる店舗等があり1年以上の事業実績はあるが、貸店舗で営業しているため浜松市に納税の義務が生じていない。 ①補助対象となるか。 ②他市の市税を納税している場合は納税証明書を添付すればよいか。
A 25	①対象となります。 ②他市の市税を納税している場合は市税の納税証明書または完納証明書を添付してください。
Q 26	県貸付を、2回申込み貸付実行している場合、補助金交付申請書及び実績報告書は2通必要か。 その場合、請求書も2通必要か。
A 26	実行された県貸付ごとに申請書（第1号様式）を提出してください。その他添付書類等についても交付申請書ごとにそれぞれ添付してください。 （2回貸付実行されている場合は2枚。）
Q 27	返済計画表を紛失してしまった場合どうすればよいか。
A 27	金融機関で再発行の手続きをしてください。

Q 28	(金融機関向け) 返済計画表の再発行の依頼を受けたが、システム上今後の返済計画しか出力できない場合どうすればよいか。
A 28	今後の返済計画表と返済実績が確認できる一覧表(延滞利子の項目があるもの)を提出してください。
Q 29	特別徴収義務者指定通知書を紛失した。
A 29	浜松市市民税課特別徴収グループ(TEL: 457-2142)へ連絡し、通知書の再発行手続きをしてください。
Q 30	特別徴収未実施理由書の記載方法が分からない。
A 30	記載方法については、浜松市市民税課特別徴収グループ(TEL: 457-2142)へお問い合わせください。
Q 31	事業年度内に従業員の人数が変動する(変動した)場合、特別徴収義務者に当たるか。
A 31	対象事業者に当たるかについては、浜松市市民税課特別徴収グループ(TEL: 457-2142)へお問い合わせください。